

平成27年度

第3回

定期監査報告書

(補助金・交付金)

(まちづくり経済部)
まちづくり推進課

青梅市監査委員

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

まちづくり経済部まちづくり推進課

2 監査の範囲

平成26年度（出納整理期間を含む。）に執行された補助金および交付金に関する事務

3 監査の期間

平成27年12月4日から平成28年2月25日まで

説明の聴取 平成28年2月8日

4 監査の方法

監査に当たっては、監査対象課の所管する補助金および交付金に関する事務について、次の点を主眼として、関係諸帳簿および証拠書類との照合による書類審査ならびに関係職員からの説明聴取を実施した。

- (1) 補助金および交付金の支出根拠（条例・規則・要綱）は明文化されているか
- (2) 交付基準は明確か
- (3) 対象経費は明確か
- (4) 申請・決定・交付・報告・確定手続は法令等の規定にもとづき適正に執行されているか

第2 監査の結果

次に掲げる監査対象課の所管する補助金に関する事務は、法令等にもとづき、おおむね適正に執行されているものと認められた。

1 監査対象補助金

補助金の名称	根拠規定	補助の目的
青梅市中心市街地活性化協議会運営費補助金	青梅市中心市街地活性化協議会運営費補助金交付要綱	中心市街地における都市機能の増進および経済活力の向上を図るため設置された青梅市中心市街地活性化協議会に対し、補助金を交付することにより中心市街地の活性化に

補助金の名称	根拠規定	補助の目的
		寄与することを目的とする。
	補助金確定額	4,000,000円
青梅市公共交通協議会補助金	青梅市公共交通協議会補助金交付要綱	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定にもとづき設置された青梅市公共交通協議会に対し、補助金を交付することにより公共交通の充実を図ることを目的とする。
	補助金確定額	4,061,474円

2 要望等

監査に当たっては、補助金の支出について効果的・効率的に活用されたのかに留意しつつ、財政状況、補助金の意義、効果等を総合的に勘案し、判断したところである。

中心市街地の活性化および公共交通の充実は、市民が期待する青梅市の将来にとって重要な施策である。これらの事業を推進するため組織された青梅市中心市街地活性化協議会および青梅市公共交通協議会への補助金の交付に当たっては、今後、その必要性および効果等について「青梅市補助金等の見直しに関する指針」にもとづき十分に検証を行うとともに、支出内容の詳細についても把握し、補助金の透明性、公平公正の確保に努められるよう要望する。

なお、個別事項については、次のとおりである。

(1) 青梅市中心市街地活性化協議会運営費補助金について

青梅市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）にもとづき、青梅商工会議所（以下「会議所」という。）が設置した協議会で、事務局は会議所となっている。また、協議会は、市が策定する「中心市街地活性化基本計画」およびその実施に必要な事項等、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進に関し協議することを目的としている。

当該補助金は協議会の運営費として交付しているが、協議会は、

その多くを補助事業負担金として会議所に支出している。協議会が対象とした補助事業は、会議所が経済産業省の「中心市街地再興戦略事業費補助金交付要綱」に規定された「専門人材活用支援事業（補助率3分の2）」を活用して招へいたタウンマネージャー3名への謝金および「商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）募集要領」にもとづく「青梅市中心市街地活性化に係る関連施設整備の為の基本調査事業（補助率10分の10）」の調査経費である。なお、協議会の補助事業負担金では、国の補助金の対象外となる「専門人材活用支援事業」にかかる経費の3分の1および両事業にかかる経費の消費税分について、予算の範囲内で支出している。

当該補助金は、中心市街地の活性化を図るため、国の補助金等と併せ、効果的に活用されており、おおむね適正に執行されていた。

なお、平成27年4月に、市も出資する「株式会社まちづくり青梅」（以下「まちづくり青梅」という。）が設立されたことにより、翌5月に協議会規約を改正し、協議会は会議所およびまちづくり青梅が共同設置者となったところである。今後は、現在策定中である中心市街地活性化基本計画が内閣総理大臣の認定を受け、国の支援を受けながら基本計画にもとづく事業が推進される予定である。事業の推進に当たっては、協議会がその中心的な役割を果たすことにより、当該補助金が効果的・効率的に活用され、中心市街地の活性化が図られるよう要望する。

(2) 青梅市公共交通協議会補助金について

青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）にもとづき、青梅市における地域公共交通網形成計画の作成および計画の実施に必要な協議を行うことを目的に設置され、事務局はまちづくり経済部まちづくり推進課となっている。

当該補助金の多くは、協議会の事業費として青梅市公共交通計画推進業務委託料をコンサルタント会社に支出している。委託業務内容は、「青梅市公共交通ガイド」（以下「ガイド」という。）および「新たな交通に対する支援活用マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の更新、地域公共交通の検討支援等である。

ガイドおよびマニュアルの更新は、内容の更新データが協議会に納品されている。ガイドは市が配布用に印刷するほか市ホームページに掲載している。マニュアルについては、その概要版「地域住民による地域公共交通改善制度の概要」を市ホームページに掲載し、ともに広く市民の利用に供している。また、地域公共交通の検討支援については、成木地区公共交通検討委員会に係る資料作成等の支援業務を行っている。

当該補助金は、公共交通の利用促進を図るとともに、地域公共交通問題の検討の支援を行うため効果的に活用されており、おおむね適正に執行されていた。

公共交通を取りまく状況は、都営バスおよびJR青梅線の減便等非常に厳しい環境にある。協議会を構成する委員にはバスおよびJRの運行业者がいる一方で、利用者である市民も参加していることから、市民の公共交通に対する期待を運行业者に伝える貴重な場となっている。

しかしながら、協議会の開催状況を見ると年々減少傾向にあり、平成26年度は3回の開催予定であったが、2回にとどまっている。今後は、協議会を運行业者と市民が直接話し合える場として活用するため、十分な回数を開催するとともに、協議会において合意された事項は、その実行について運行业者の配慮を求めるなど、公共交通の充実が図られるよう要望する。

なお、協議会の事務処理について、協議会財務規程等に定める規定と一部そごが見受けられた。まちづくり推進課は協議会事務局でもあることから、規定に則した事務の執行に当たられたい。